

事 務 連 絡

令和2年5月26日

障害福祉サービス事業所管理者 各位

東大和市福祉部

障害福祉課長 大法 努

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る障害福祉サービス
事業所での「在宅支援」についての東大和市の考え方について（その3）

平素は、障害福祉サービス事業等に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止には、格段のご配慮を賜り、感謝申し上げます。

国通知（「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課））において、やむを得ないと市町村が判断する場合、利用者の居宅等においてできる限りの支援を行った場合（以下、「在宅支援」という。）通常の報酬の対象とすることが可能ということが示されております。

この件について、令和2年4月6日付け及び5月7日付け事務連絡で市としての考え方をお示したところでありますが、国においては緊急事態宣言の解除にかかわらず、上記の扱いは継続するとのことですので、適用期間を、臨時的な取扱いの終了が国通知等により示されるまでの間、延長することといたします。

各事業所におきまして、在宅支援を実施する場合には、本通知の趣旨を踏まえて、運用いただきますようお願いいたします。

※別紙の下線部が、新規追加等の箇所です。

東大和市 福祉部 障害福祉課 障害福祉係

電 話 042-563-2111内線（1123）

FAX 042-563-5928